

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金のご案内

酒田市国保加入者で給与の支払いを受けている方が、**新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために仕事に就けない場合**、就労を予定していた日については傷病手当金が支給されます。

1. 傷病手当金を受けるための条件は？

下記の要件を**すべて満たす場合**に、傷病手当金を受け取ることができます。

要件：①給与の支払いを受けている酒田市国保加入者（自営業、フリーランスの方は除く）

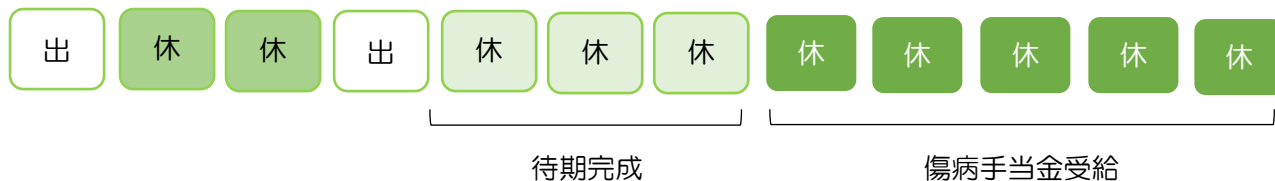
※青色事業専従者および白色事業専従者は所得税法第28条第1項に規定する「給与等の支払いを受けている者」に含まれるため、傷病手当金の支給対象となります

②新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために仕事に就けなかった方（担当医師の意見をもとに判断）

③連続3日間の休業（待期）を含め、4日以上仕事に就けなかったこと

④給与を受けていないこと（手当など給与を一部でも受けている場合は、支給額を減額調整）

○「待期3日間」の考え方



2. 支給額の計算方法は？

支給額

=

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

※ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額（令和3年3月現在、日額30,888円）を超えるときは、その金額となります。

3. 適用期間は？

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に感染し、その療養のため仕事に就けない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

〈 裏面もご覧ください 〉

4. 申請方法は？

「傷病手当金支給申請書」に『医療機関担当者（医師等）による証明』、『事業主証明（勤務状況・給与支払状況）』を受けたうえで、**国保年金課または各総合支所市民係へ**ご提出ください。

● 傷病手当金申請の流れ

◆できるだけ郵送での申請をお願いします

① 傷病手当金支給申請書の提出【世帯主または被保険者】

- ・申請書は4種類（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）
 - ・被保険者記入用については、本人または代理人の方が記入
 - ・事業主記入用については、被保険者から勤務先担当者に記入を依頼
 - ・医療機関記入用については、被保険者から療養を担当した医療機関に記入を依頼
- ※国からの通知により、当面の間の臨時的な取り扱いとして、医療機関記入用の申請書の添付は不要となりました。

② 傷病手当金支給申請書の受理【市町村】

- ・申請書の内容について確認

③ 支給または不支給決定【市町村】

- ・支給または不支給決定通知書を送付
- ・支給決定の場合、傷病手当金を送金

④ 支給されたことを確認【被保険者】

※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合、これを受け取ることができる期間は、傷病手当金は支給されません。ただし、その受け取ることができる給与等の額が、傷病手当金よりも少ないときは、その差額が支給されます。

5. 申請書は？

酒田市のホームページからダウンロードしていただくか、市役所 1 階国保年金課、各総合支所市民係へご連絡ください。

《 お問い合わせ先 》
酒田市国保年金課国保係
☎ 26-5727